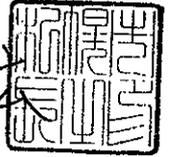


札幌市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月 27 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 4 号

札幌市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

札幌市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第47号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条第9号中「浴室又は脱衣室の利用しやすい場所に、」を「入浴者用の」に改め、「設備を」の次に「利用しやすい場所に」を加え、同条第27号中「脱衣室に併設し、はえ及び臭気を防ぐ装置を備える」を「利用しやすい場所に設け、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設ける」に改め、同条第31号ただし書中「、福利厚生浴場であって」を削り、同条第32号中「及び浴槽」の次に「（衣類を着用する者のみを入浴させる場合を除く。）」を加え、「し、浴槽については、男子浴槽内の湯と女子浴槽内の湯が直接通じないように」を削る。
- (2) 第6条第6号中「はえ及び臭気を防ぐ装置を備える」を「換気扇その他の換気を適切に行う設備を設ける」に改める。
- (3) 第7条中「、第5条第31号ただし書中「福利厚生浴場であって、市長」とあるのは「市長」と」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。